

## 製品安全データシート

### 1. 製品・会社情報

製品名 : タケシールソフトコート B液 オレンジレッド  
 会社名 : 竹林化学工業株式会社  
 住所 : 大阪府東大阪市渋川町3丁目1番43号  
 担当部門 : 品質管理部 (担当者 大江吉郎)  
 電話番号 : 06-6721-6165  
 FAX 番号 : 06-6720-7308  
 緊急連絡先 : 06-6721-6165  
 奨励用途と使用上の制限 : 工業用  
 整理番号 :  
 作成 : 2011年12月 7日  
 改訂 :

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

#### 物理化学的危険性

引火性液体 : 区分2

#### 健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分外

(経皮) : 区分外

(吸入 ガス) : 分類できない

(吸入 蒸気) : 区分4

(吸入 ; 粉塵 ミスト) : 区分4

皮膚腐食性/刺激性 : 区分2

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2

呼吸器感受性 (固体/液体) : 分類できない

呼吸器感受性 (気体) : 分類できない

皮膚感受性 : 区分外

生殖細胞変異原性 : 区分外

発ガン性 : 区分2

生殖毒性 : 区分1 A

特定標的臓器毒性 (単回) : 区分1 (中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)

特定標的臓器毒性 (単回暴露) : 区分2 (中枢神経系、呼吸器系)

特定標的臓器毒性 (単回暴露) : 区分3 (気道刺激)

特定標的臓器毒性 (反復) : 区分1 (神経系、中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)

特定標的臓器毒性 (反復暴露) : 区分2 分類できない

吸引性呼吸器有害性 : 分類対象外

#### 環境に対する有害性

水生環境有害性 (急性) : 区分2

水生環境有害性 (慢性) : 区分3

オゾン層への有害性 : 分類できない。

#### GHS ラベル要素

絵表示 :



注意喚起語 : 危険  
 危険有害性情報 : 引火性の高い液体及び蒸気  
 皮膚に接触すると有害  
 吸入すると有害  
 重篤な眼への刺激  
 発ガンのおそれ  
 生殖能または胎児への悪影響のおそれ  
 単回、長期または反復曝露による臓器の障害  
 水性生物に毒性  
 呼吸器への刺激のおそれ

注意書き  
 [安全対策] : 容器を密閉しておくこと。  
 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。  
 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。  
 屋外または換気のよい場所でのみ使用すること。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。  
 保護眼鏡/保護面を着用すること。  
 必要に応じて個人用保護具を使用すること。  
 この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。  
 環境への放出を避けること。

[応急処置]  
 皮膚(または髪)に付着した場合 : 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。  
 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
 皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹸で洗うこと。  
 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 暴露または暴露の懸念がある場合 : 医師の診断/手当てを受けること。  
 [保管] 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。涼しく換気の良い場所で、施錠して保管すること。  
 [廃棄] 内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区分 : 混合物  
 成分及び含有量 :

成分名	CAS No	重量%	備考
酢酸ブチル	123-86-4	20-30	
トルエン	108-88-3	17	PRTR 1-300 (17%)
エチルベンゼン	100-41-4	4.4	PRTR 1-53 (4.4%)
キシレン	1330-20-7	4.4	PRTR 1-80 (4.4%)
プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	108-65-6	1-10	

### 4. 応急措置

吸入した場合 : 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行なう。嘔吐物は飲み込ませないこと。直ちに、医師に連絡すること。

- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を取り除くこと。  
 大量の水および石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。  
 溶剤、シンナーは使用しないこと。  
 外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- 目に入った場合 : 直ちに、医師に連絡すること。  
 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- 飲み込んだ場合 : 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。

## 5. 火災時の措置

- 使用可能な消火剤 : 水 [     ], 炭酸ガス [ ○ ], 泡 [ ○ ], 粉末 [ ○ ], 乾燥砂 [     ], その他 [     ]
- 使ってはならない消火剤 : 棒状の水。
- 特定の危険有害性 : 燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素酸化物等のガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
- 特有の消火方法 : 適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。  
 可燃性のものを周囲から素早く取り除く  
 指定の消化剤を使用すること。  
 高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。  
 消火活動は風上より行なう。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素化合物等の有害ガスが含まれているので、消火作業の際には適切な呼吸用保護具を着用し、煙の吸入を避ける。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。  
 周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。  
 付近の着火源、高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。  
 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- 環境に対する注意事項 : 河川への排出等により、環境への影響を起こさないよう注意する。  
 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。  
 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。  
 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。  
 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。  
 大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い上の注意 : 換気の良い場所で取り扱う。  
 容器はその都度密栓する。  
 皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。  
 取扱後は手・顔等は良く洗い、休息所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。  
 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具をつけて作業すること。  
 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。

- 保管上の注意
- 作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
  - 工具は火花防止型のものを使用する。
  - : 日光の直射を避ける。
  - 通風の良いところに保管する。
  - 火気、熱源から遠ざけて保管する。
  - 盗難防止のために施錠保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

成分名	管理濃度	ACGIH (TLV)
酢酸ブチル	150ppm	150ppm
トルエン	50 ppm	50ppm
エチルベンゼン	---	100ppm
キシレン	50 ppm	100ppm

- 設備対策
- : 取扱い設備は防爆型を使用する。
  - 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
  - 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。
  - 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。
  - 屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接曝露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が曝露から避けられるような設備にすること。

保護具

- 呼吸器用の保護具 : 有機ガス用防毒マスクを着用する。  
密閉された場所では送気マスクを着用する。
- 手の保護具 : 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
- 目の保護具 : 側板付保護眼鏡（必要によりゴーグル型または全面）
- 皮膚及び身体の保護具 : 取り扱う場合には皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。  
また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。
- その他 : 静電塗装作業を行なう場合には、通電靴を着用する。
- 適切な衛生対策 : 取り扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

- 形態 : 液体
- 色 : オレンジ
- 臭い : 溶剤臭
- 臭いの閾値 : データなし。
- pH : 該当せず
- 物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲
- 沸点 : 111℃~126℃
- 引火点 : 13℃ (COC)
- 爆発特性
- 爆発限界 上限 : 7.6
- 爆発限界 下限 : 1.1
- 蒸気圧 : 2933Pa (20℃)
- 蒸気密度 : データなし。
- 比重 (密度) : 0.97 g/cm<sup>3</sup> (20℃)
- 溶解性

水溶解性	: 難溶
溶媒溶解性	: データなし。
n-オクタノール／水分配係数	: データなし。
自然発火温度	: データなし。
分解温度	: データなし。

## 1 0. 安定性及び反応性

安定性	: 標準的な状態では反応しにくい。
避けるべき条件	: 情報なし。
混触危険物質	: 情報なし。
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素、低分子モノマー等の有害性ガスが発生する。
その他危険性情報	: 情報なし。

## 1 1. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: トルエン(区分5)、フェルベソニオン(区分5)、キシレン(区分5)
(経皮)	: キシレン(区分5)
(吸入: 蒸気)	: 酢酸ブチル(区分3)、トルエン(区分4)、フェルベソニオン(区分4)、キシレン(区分5)
(吸入: 粉塵、ミスト)	: 酢酸ブチル(区分4)
皮膚腐食性/刺激性	: 酢酸ブチル(区分3)、トルエン(区分2)、フェルベソニオン(区分3)、キシレン(区分2)
眼損傷性/刺激性	: 酢酸ブチル(区分2B)、トルエン(区分2B)、フェルベソニオン(区分2B)、キシレン(区分2A)
発ガン性	: フェルベソニオン(区分2)
生殖毒性	: トルエン(区分1A)、フェルベソニオン(区分1B)、キシレン(区分1B)
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	: 酢酸ブチル(区分1, 2, 3)、トルエン(区分1, 3)、フェルベソニオン(区分2, 3)、キシレン(区分1, 3)、
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	: トルエン(区分1)、キシレン(区分1)

## 1 2. 環境影響情報

生態毒性	: 混合物としてデータなし。
残留性/分解性	: 混合物としてデータなし。
生態蓄積性	: 混合物としてデータなし。
土壤中の移動性	: 混合物としてデータなし。
《水性環境有害性(急性)》	: 酢酸ブチル (区分3)
	: トルエン (区分2)
	: フェルベソニオン (区分1)
	: キシレン (区分2)
《水性環境有害性(慢性)》	: キシレン (区分2)

- ・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。  
特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律、関係する法規に従って処理を行なうか、委託をすること。 廃塗料などを焼却処理する場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。また焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生するおそれがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
-------	---

特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

汚染容器・包装

: 空容器は内容物を完全に除去してから処分する。  
許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

1 4. 輸送上の注意

※ 取扱いおよび保管上の注意の頁の記載に従うこと。

※ 容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にこなうこと。

指針番号 : 1 2 8  
 国連番号 : 1 2 6 3  
 陸上運送 : 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。  
 海上運送 : 船舶安全法に定めるところに従うこと。  
 航空運送 : 航空法の定めるところに従うこと。  
 国連分類 : クラス 3 (引火性の液体)  
 容器等級 : 容器等級 II  
 輸送の特定の安全対策及び条件

: 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にこなう。消防法危険物第 4 類第 1 石油類に該当するので、同法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。船舶安全法に基づく危規則の毒物類毒物に該当するので、海上輸送の場合には、同法に従って容器、標識およびその他必要な措置を講じて輸送する。

1 5. 適用法令

消防法 : 第 4 類 第 1 石油類  
 労働安全衛生法 : 危険物 (引火性の物)  
 有機溶剤中毒予防規則 : 第 2 種有機溶剤  
 化学物質管理促進法 : 第 1 種指定化学物質等

1 6. その他の情報

- MSDS 用物質データベース (日本塗料工業会)
- GHS 対応 MSDS・ラベル作成ガイドブック [混合物 (塗料用)] (日本塗料工業会)
- TLVs and BEIs, ACGIH (2006)

注 意 本データシートは、作成時または改定時において、製品およびその組成に関する最新の情報 (危険有害性情報・取得情報等) を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したのではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い改訂いたします。  
 また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。  
 本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特殊な字用件で使用する場合には、使用者において安全の確認を行って下さい。

記載内容の登録先

会社 : 竹林化学工業株式会社  
 担当部門 :